

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和6年10月11日から令和7年2月12日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年10月11日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス幡生店
所在地 下関市羽山町1322の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	伊藤 光博

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤 光博	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	伊藤 光博	令和6年3月13日 住所変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930	多田 高志	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930	五味 肇	令和6年3月1日 代表者変更

4 届出年月日

令和6年9月27日